

建築工事にかかる工事書類簡素化の概要

1. 経過

建築工事は、平成 19 (2007)年度より完成図書にかかる工事書類について電子納品を導入しています。この検討過程で工事書類の作成・納品について一定の整理がなされているところです。

今般、受注者の業務及び発注者の監督・検査の更なる合理化を図ることを目的に、工事書類の明確化、省略等の簡素化の推進を図るものです。

2. 簡素化等の概要

(1) 工事書類について作成基準の明確化と全ての工事に適用される簡素化項目

作成基準表(表1)を整理し、工事書類を明確化。以下、主な内容。

- ① 「設計図書照査表」は、該当事項ない場合は報告とする。
- ② 「主要資材使用通知書」等の様式を改定。
- ③ 「マニフェスト写し」の納品を廃止。
- ④ 「交通整理員等の日報」を廃止。
- ⑤ 電子納品対象書類を軽減。
- ⑥ 建設副産物運搬車両の追跡記録の提出は不要。
- ⑦ 「工事検査記録」等の浄書の省略を可とする。
- ⑧ 「工事写真」の撮影箇所及びファイル名を簡素化。

(2) 工事着手時に工事留意点等を提示

工事毎の特性を踏まえた合理化・工事書類の簡素化推進するために工事執行にあたり、工事留意点・工事書類の作成について書面により提示する。

- 工事の特性を織り込んだ留意点を提示し、重点管理項目を明確化。
- 工事書類は、事前に必要書類の提示により業務総量を把握。
- 提示した書面は、請負者・発注者・検査員が相互に確認。

(3) 電子メールの効果的活用を推進

- ① 「工事打合せ簿」、「工事履行報告書」の提出等について、電子メールの活用を推進。
- ② 「主要資材(及び機器)使用通知書」等の作成業務支援のため内訳書情報(エクセルデータ等)を提供。
- ③ 承認図などの提出について郵送等を推奨する。

(4) 当初当初請負額 1000 万円未満の工事について工事書類を簡素化

当初請負金額 1000 万円未満の工事について、工事書類作成の簡素化を実施。

- ① 「総合施工計画書」について簡易版を導入。
- ② 「主要資材使用搬入報告書」の提出を省略。

(5) 栃木県建築工事資料簡素化ガイドライン

工事資料を必要最小限とする簡素化の徹底を目的とし、簡素化ガイドラインを作成。